

依りて決する旨を告げ直ちに左記日程に入る。
1. 各省官業従業員、共済組合の均等と圖る目的を以
て各省官吏及全省官業従業員より委員を選任し常
任委員會を設置することとを政府に建議することと
横廠工友會提案)

本件は重要案件として論議を出し、採択の結果
異委員附託と決つた

之工務規則第二十七條の二第九「父母配過者及子の
喪に服する為め休業したる日數（父母配過者の場
合は七日以内子の場合は三日以内）」とあるを「
親族間の喪に服する為め休業したる日數は服忌令
の範囲内に於て認むる」として改められた（勞
務會提案）
提案理由の說明ありて討議の結果「服忌令の

範囲」とあるを「海軍々人軍属喪服定忌令に
依り範囲」と改正することとに決し、実行方法
は中央委員に一任することと決つた。

3. 工務規則第四十六條の四「父母及配過者」の次に
「可並に其の家に在る子」を追加せられたし（勞務
會提案）可決、実行方法は中央委員に一任におつ
た。

4. 海軍共済組合格則第廿八條の二項中傷害疾病によ
る療養放満金は「一事業年度を通過し六十三日を超
る」として得られ、そのうち削除せられたし（勞務會
提案）

討議の結果賛成者亦く否決とあり、
5. 第一回第二回聯盟會議に議決せる事項実施促進の